

J-FCS クラス分け規則

2017版

2017年1月に国際パラリンピック委員会（IPC）より国際クラス分けコードが発行され、それに従い、国際競技連盟、各国パラリンピック委員会、国内競技連盟もそれぞれのクラス分け規則を設定しなければならないとうたわれた。国際パラリンピック委員会はワールドパラ水泳（以下、WPSと略す。）に名称を変更し、2017年3月にWPSクラス分けルール&規則を改定した。国内競技連盟規則（当連盟の競技規則、クラス分け規則）も国際クラス分けコードに準じて2018年9月までに整備しなくてはならない。国内規則の国際化が必須となってきている。これは東京2020パラリンピックに向けて競技会をスムーズに行うために不可欠なことである。

この状況を踏まえ、2017年版は最低限の改定にとどめる。（2018年大幅改定の予定）

尚、本年度の登録選手のクラスとステイタス、泳法例外コードは連盟ホームページで閲覧することができる。

1. 総則

1. 1 クラス分けの意義

クラス分けとは障がい者の水泳競技において、障がいの影響を最小限に抑え、競技パフォーマンスの優劣こそが勝敗を決めることを確証するために設けられた競技クラスに、競技者をグループ分けすることである。同じような障がい程度のものが公平・公正に競技を行うために不可欠なものである。それを決定するクラス分け評価では選手は競技と同じように全力で行わなければならない。クラス分け委員の指示に協力し、選手はすべてのテストにおいて全力を発揮しなければならない。クラス分け評価においても競技同様フェアプレイの精神が不可欠である。

1. 2 クラス分け規則の適用およびクラスの構成

このクラス分け規則は日本身体障がい者水泳連盟（以下「JPSF」と略す）の主催大会、地域指定大会に適用する。

「J」は日本のという意味で、FCSは機能的クラス分けという意味をあらわす。このクラス分けは切断、脊髄損傷、脳性まひ等の障害の種類に関係なく、S、SB、SMという泳法ごとに必要な機能によって分けられる。Sは自由形・背泳ぎ・バタフライ、SBは平泳ぎ、SMは個人メドレーのクラスを表します。クラス分けは医学的に証明される運動機能障害を評価してクラス分け規則に基づいて競泳のクラスを決める過程である。

下表にクラス表記と障害の概要を表わす。

クラス表記	障害の概要
1～10	肢体不自由のクラス。SBでは1～9まで。数字が小さいほうが障害は重度。
11～13	視覚障害のクラス。数字が小さいほうが障害は重度。
14	知的障害
15	聴覚障害
21	肢体不自由、視覚障害で、S1～13（SB1～13、SM1～13）に該当しない場合。該当しない場合とは、障害が軽度である、医学的情報が提示されない、テストが完了しない、医学的情報が不明確である、WPSクラス分けの適格障害に該当しない等の場合である。このクラスは日本独自のクラスである。
クラスなし*	日本選手権大会等のクラス分け評価にてベンチテストとウォーターテストあるいはテストと競技観察に大きな差異がみられるなど、整合性が得られない場合やパフォーマンスが一定しない場合。それ以後日本選手権大会等上位大会には出場できなくなる。

*クラスなしと判定されたとき、クラス分け評価を受検した大会には出場できるが、表彰の対象から除かれ、記録の公認はない。

1. 3 クラスとステイタス（確定度合い）の付与

日本選手権大会等において、医学的情報が明確で規定に合致する障害であり、障害が安定しており、水中での安全確保ができ、持てる能力を十分発揮してクラス分け評価を受けると、クラスとステイタスが付与される。これらの条件が満たされたらステイタス「J」となる。成長期の選手の場合や、障害の原因となる疾患の特性により見直しが必要な場合は「JR」となる。地域指定大会でのクラス分けではステイタス「L」を付与する。

JPSFから指示がない限り、日本選手権大会ならびに地域指定大会で「J-FCSクラス分け」を適用する大会にはJPSFが付与したクラスで出場しなければならない。付与したクラスはステイタスの上位のものが優先される。

ステイタスは上位から「J」、「JR」、「L」の順で優先される。日本選手権大会にてクラスなしを付与された場合、ステイタスは「LL」と表記される。尚、国際クラス分けのステイタスを含めると上位から「C」、「FRD」、「R」、「J」、「JR」、「JL」、「LL」、「L」となる。それぞれの意味合いは別表1を参照のこと。

1. 4 クラス分け評価の受検や申請

1. 4. 1

JPSFに登録し、日本選手権大会等に参加しようとするものはJPSFが指定する地域指定大会において、クラス分けを受けなければならない。地域指定大会でクラス分けを受ける場合は同一年度に違う地域で別々にクラス分けを受けることはできない。また、同一年度でその選手が参加する一番早い地域指定大会にてクラス分け評価を受検することとする。

1. 4. 2 日本選手権大会のクラス分け

日本選手権大会において、肢体不自由の選手はフィジカルテストとウォーターテスト、競技観察を行う。競技観察には100mのS種目と、100m（SB1～3は50m）のSB種目を泳がなければならない。また、指示されたものは医学的情報を事前に提出しておく必要がある。クラス分け評価の対象者については大会要綱にて明確にする。

1. 4. 3 地域指定大会でのクラス分け

地域指定大会ではJ-FCSクラス分け規則のクラス分け評価手順を緩和したものを行うことができる。肢体不自由のクラス分けで実施する項目は医学的情報の提出（後述2.1に示す）、フィジカルテスト、ウォーターテスト、競技観察である。これらの実施順序と競技観察種目は地域連盟にて定めることができる。視覚障害は障害者手帳の写しと6カ月以内の医学的情報書（後述2.2に示す）を提出しクラス分け申請手続きを行う。

1. 4. 4 聴覚障害者のクラス分け

聴覚、平衡、音声・言語障害の部は身体障害者手帳に基づき、登録時に自動的にクラス分けされる。

1. 4. 5 クラス分けに必要な医学的情報の提出

クラス分けでは科学的に証明される明確な運動障害または視覚障害があり、障害状態がクラス分けテストで測定できるものであることを証明する必要がある。そのため連盟より指示された場合は医学的情報を記載したもの（診断書等）を提出しなければならない。もし、障害の原因となる医学的な情報が証明されない場合や障害状態が安定しない場合はクラス 21 あるいはステイタス J L とする。

1. 5 クラスの変更

1. 5. 1

J P S F より指示がある場合以外、クラスは変更されることはない。J P S F の指示とは、競技観察、再クラス分け評価でクラス変更が適切と認められたときか、クラス分け規則の変更があったときである。

1. 5. 2 新たな障害が追加された場合で、クラスの見直しを希望する場合

新たな障害が追加された場合はそれを証明する書類（障害状況を証明する診断書等）を準備し、地域指定大会にて再度クラス分け評価を希望することができる。尚、新たに生じた障害が安定していなければならない。再度クラス分け評価を希望するものは自身が登録する地域の指定大会に参加すること。

1. 5. 3 ステイタス「JR」または「LR」で、クラスの見直しを希望する場合

ステイタス「JR」または「LR」である選手が、障害が進行した場合、再度クラス分け評価を希望することができる。この場合のクラス分け評価は選手の保持しているステイタスと同レベルの大会でクラス分け評価を行うことを原則とする。

1. 5. 4 国際ステイタスを保持している選手で障害が変化した場合

国際ステイタス（C, R）を保持している選手で障害が変化した場合や新たな障害が追加された場合、クラスを見直すには国際クラスとステイタスを放棄しなければならない。その場合は、国際クラス差し止めの手続きを行う必要がある。クラスの見直しは前項 1. 5. 2 および 1. 5. 3 にて行われる。

1. 5. 5

再クラス分け評価の結果、クラスの変更が適切と認められた場合は、新しいクラスとステイタス

が付与される。

1. 5. 6

連盟本部クラス分け担当者よりクラス分け評価を再度受けるように指示がある選手は、連盟本部が認めるものとして指示された大会に参加することができる。(標準記録を設定している大会は記録が突破できていなくても参加できる。この場合は大会参加申し込み手順に従い申し込みを行い、再クラス分け指示のコピーを添付すること。)

1. 6 クラス分けの抗議

1. 6. 1

ステイタス「J」の場合、クラスに対する抗議をすることができる。この場合は以下の規定に従い申請をし、J P S Fが指定する大会にて再度クラス分け評価を受けなければならない。

1. 6. 2 自分のクラスの抗議

自分のクラスについて抗議することができる。抗議のある選手は地域指定大会において所定の用紙に抗議料および手数料を添えて地域連盟経由で当連盟本部に提出する(地域大会時に申し出る)。抗議料は8000円、手数料は2000円とする。

1. 6. 3 他の選手のクラスの抗議

日本選手権大会時に、自分以外のステイタス「J」の選手のクラスについて抗議をすることができる。この場合は、該当選手の競技終了後30分以内に所定の用紙に抗議料および手数料を添えて大会本部に提出する。抗議料は8000円、手数料は2000円とする。

1. 6. 4 抗議処理

抗議処理委員会のメンバーは少なくとも12か月以内に該当選手をクラス分けしたことの無いクラス分け1チーム3名と、FCSに精通したスタッフ1名と、技術委員長または副技術委員長のうち1名の合計5名とする。抗議によるクラス分けはこの条件が整う直近の日本選手権大会にて行う。

1. 6. 5

抗議が認められれば抗議料は返金される。手数料は返金されない。

1. 7 大会の種類とクラス分け委員の構成

日本選手権大会や地域指定大会は以下の規定に基づき実施されなければならない。

1. 7. 1 日本選手権大会

日本選手権大会のクラス分けはJ P S F公認メディカルクラス分け委員と、J P S F公認テクニ

カルクラス分け委員の各 1 名以上を 1 チームとして構成されなければならない。全体的なチーム数は大会に応じて調整することができる。クラス分けチームの主任は J P S F 公認本部レベルのもので、1 チームに本部レベルのクラス分け委員を最低 1 名、配置しなければならない。

1. 7. 2 地域指定大会

地域指定大会のクラス分けはメディカルクラス分け委員とテクニカルクラス分け委員が共同して行わなければならない。地域大会のクラス分けには J P S F 公認メディカルクラス分け委員を 2 名以上、J P S F 公認テクニカルクラス分け委員を 2 名以上含まなければならない。公認委員のうち 1 名は本部委員であることが望ましい。フィジカルテストはメディカル 1 名以上、テクニカル 1 名以上を 1 チームとして地域大会の状況に応じて総人数を決定できる。テクニカルクラス分け委員は障害泳法審判と兼務することができる。

1. 7. 3

地域指定大会で 1. 7. 2 の規定に満たない場合は必要な人員の派遣を J P S F に申し込まなければならない。派遣規定は別に定める。

1. 8 公認クラス分け委員および医学的情報評価委員について

クラス分けに携わる競技役員は J P S F 公認クラス分け委員と医学的情報評価委員である。それぞれ、別に定める規定に基づき公認される。また、実施においては公認競技役員を目指すものも含めてチームを編成する。

2. クラス分け手順

2. 1. 肢体不自由のクラス分け手順

2. 1. 1 肢体不自由のクラス分けテスト手順

クラスを決定するに当たり、次の必要な手続きならびにテストを行う。

- ① 医学的情報の提出（連盟から指示のあった場合は事前に提出すること）
- ② 誓約書
- ③ フィジカルテスト
- ④ ウォーターテスト（安全確保、伏し浮き、背浮き、スタート、ターン、4 泳法ほか）
- ⑤ 競技観察

これらのうち①～④は競技に先立ち実施され、選手側のチームや家族から 1 名付き添わなければならない。クラス分け評価中、必要に応じてビデオ撮影する場合がある。

テストの詳細は W P S クラス分け規則やマニュアルに準ずる。

2. 1. 2.

選手は十分に持てる能力を発揮しクラス分けに協力しなければならない。痛みなどにより十分な能力が発揮できていない、あるいは障害が安定していない、①～⑤が完結できない等の場合、クラス分けを中止することがある。

2. 1. 3

選手は2. 1. 1のクラス分け手順のすべての過程において本来の能力を発揮しなければならない。もし、クラス分け委員が、本来の能力を発揮していない、あるいは虚偽であると判断した場合は、クラス分け評価を中止するか、クラスなしというクラスが付与される。

2. 1. 4

クラス分け評価が中止となった場合、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。クラス分け評価中止が連続した場合はクラス分け検討委員会にて“クラスなし”とするかどうかを検討し選手に通告する。クラス検討委員会は当該大会の本部クラス分け委員ならびに技術副委員長にて構成される。

“クラスなし”というクラスが付与されると、その大会には参加できるが順位、表彰の対象とはならない。また、それ以後は、日本選手権大会、J P大会など上位の大会には参加することができない。

その選手のコーチならびに支援者においても選手同様、上位大会に参加することはできない。

2. 1. 5 未成年者の競技者に対する保護者の責任について

未成年競技者の保護者はJ-FCSクラス分けアニュアルに規定されていることを理解し、未成年の競技者がクラス分け評価を受ける際には、選手に適切に助言を行うなど、保護者も協力しなければならない。

2. 1. 6 クラス概要

別表「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 2 視覚障害のクラス分け手順

地域指定大会において障害者手帳のコピーと医学的情報を提出して、クラス申請を行う。医学的情報は別表「視覚障害者クラス分け用診断書様式」を参照のこと。

クラス概要は別表「J-FCSクラス分け概要一覧」参照のこと。

2. 3 聴覚障害のクラス分け手順

本マニュアル1. 4. 4によって連盟登録時に自動的に登録される。

2. 4 泳法例外コード (RE)

2. 4. 1

泳法は FINA 規則で定めた泳法が基本となっているが、肢体不自由と視覚障害において障害のためできない場合、FINA 規則の泳法を緩和して規則としている。(例えば WPS-SW 規則とそれに準拠した JPFS の泳法規則) それら FINA 規則の例外等について定めたものを泳法例外コード (RE と略す) と呼び、選手の障害状況に応じて付与される。

- H - HEARING IMPAIRED LIGHT OR SIGNAL REQUIRED 聴覚障害があるのでスタートを知らせるライトまたはシグナルが必要
- Y - STARTING DEVICE スターティングデバイス (水中からのスタートでスターティンググリップ等を握れない場合に介助用具を使う)
- E - UNABLE TO GRIP FOR BACKSTROKE START 背泳ぎのスタートでスターティンググリップを握れない
- A - ASSISTANCE REQUIRED (例えば入退水などの場面で) 選手を介助するスタッフが必要。
- T - TAPPERS タッパーが必要 (壁が近づいたことを安全な用具でたたくなどして合図する人をタッパーという)
- B - BLACKENED GOGGLES 黒塗りのゴーグルが必要

DURING SWIMMING

- 0 - NIL 特になし
- 1 - ONE HAND START 片手でのスタート (背泳ぎ)
- 2 - RIGHT HAND TOUCH 右手での片手タッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 3 - LEFT HAND TOUCH 左手での片手タッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 4 - RIGHT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER
もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら右手での片手タッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 5 - LEFT HAND TOUCH WITH SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH WITH OTHER
もう一方の手と同時タッチの意思を見せながら左手での片手タッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 6 - SIMULTANEOUS INTENT TO TOUCH
同時タッチの意思を見せながらのタッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 7 - PART OF UPPER BODY MUST TOUCH 上半身の一部でタッチ (平泳ぎ/バタフライ)
- 8 - RIGHT FOOT MUST TURN OUT 右足はあおり足になってはならない (平泳ぎ)
- 9 - LEFT FOOT MUST TURN OUT 左足はあおり足になってはならない (平泳ぎ)
- 12 - LEG DRAG OR SHOW INTENT TO KICK
正規のキック動作をする意思を見せながらキックするかまたは脚動作しないで脚を引きずった状態で泳ぐ (平泳ぎ)

+ - BUTTERFLY KICK IS ABLE TO BE PERFORMED バタフライキックを打つ機能がある〈平泳ぎ〉

☆ - SB21で医学的理由により平泳ぎのキックを禁止されている選手

2. 4. 2 泳法例外コードの変更

付与された泳法例外コードは、競技観察においてパフォーマンスが確認された時、変更されることがある。また、クラス変更には至らないが障害が変化した、あるいはプールコンディションに左右されるなど客観的かつ安全的な観点にて選手から申し出がある場合は該当大会のクラス分け委員の合意にて変更されることがある。選手の最新のREは連盟HPや大会のスタートリストにて確認することができる。

別表1 ステイタスについて

<p>L：地域大会で簡易的なJ-FCS評価を受けた国内クラスである。クラスの確定度合いは暫定的である。日本選手権大会やJP大会に参加するためには、まず、このステイタスが必要である。このステイタスでは、JP大会に参加する時にはクラス分け評価を必ず受けなければならない。日本選手権大会に出場するときには大会要項に従い、必要であればクラス分け評価を申し込むこと。年齢的な見直しの場合はLR0000と西暦が記載される。見直しが必要な場合はLRと記載される。</p> <p>日本選手権大会やJP大会で“クラスなし”と判定された場合は「LL」となる。「LL」の場合は地域大会のみ参加できる。</p>
<p>J：日本選手権大会やJP大会等でJ-FCS評価を受け、クラスが安定していると判断された国内クラスである。このステイタスは「L」より優先される（クラスの確定度が高い）。クラスの見直しが必要な場合は「JR」となる。年齢的な見直し場合はJRの後に西暦が記載される(例JR2018)。</p> <p>日本選手権やJP大会等でクラス分けを受けた結果、医学的情報が不十分、クラス分けテストが完了しない等国際クラス分け規則の適用とならない場合、あるいはWPS公認の国際クラス分けで“クラスなし”と判定された場合は「JL」とする。「JL」はWPS公認大会に参加することができず、国内におけるJ-FCSレベルの大会までの参加となる。</p>
<p>R：WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けテストを受けた選手で、Cステイタスに至っておらず、クラスの再検討が必要な国際クラスである。「Review：見直し」という意味があります。WPS公認クラス分けが実施される大会に参加する場合はクラス分けを受けなければならない。FRDは「R（西暦）」とあらわされ、年齢的な見直し、あるいは一定期間ののちに見直</p>

しが必要な場合に付与される。Rの後に記載されている年（例R2019）の国際大会に出場する最初の大会でクラス分けを受けなければならない。

C：WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けを受けた選手で、クラスが確定している国際クラスである。「Confirmed：恒久的」という意味がある。

Cステイタスになった以後はWPS公認大会に参加する場合、クラス分けテストを受ける必要はない。ただし、他国などの抗議で再度クラス分けテストを受けなければならない場合がある。尚、WPS公認大会でWPS公認クラス分け委員によるクラス分けでクラス分けの違反があった場合はクラスが付与されず、WPS公認大会に参加することができない。

- 注1 「LR(西暦)」、「JR(西暦)」と記載されている場合、そのステイタスレベルの大会で指定された年にクラス分けを受けなければならない。
- 注2 「LR」、「JR」の場合は見直すことができます。クラス分け委員より指示があればクラス分けを受けなければならない。
- 注3 「R」の場合は国際大会に参加する際はクラス分けを受けなければならない。
- 注4 「R(西暦)*」は、国際クラスを国内クラス分けで再確認した場合に追記される。
- 注5 国際選手ライセンス登録手続きをした場合でWPS公認クラス分けが済んでいない場合は国際選手のマスターリストには「N」と表記される。

別表2. J-FSCクラス分け概要一覧

- 1. 脊髄損傷、脳性麻痺、切断、機能障害等の肢体不自由
 - 1) SBクラス（平泳ぎ）

WPS2015版より

クラス		障害プロフィール (1：脊髄損傷など 2：脳性麻痺など 3：切断など 4その他の機能障害)		
SB1	40 ～ 65 点	1	a	第6頸髄以下の完全損傷の四肢麻痺または同等のポリオ
			b	第7頸髄以下の完全損傷でさらに腕神経麻痺や片腕に障害があるものと同等の四肢麻痺
		2	a	両上肢に推進のための関節の機能制限がある最重度の四肢麻痺
			b	痙性やアテトーゼの影響で頭部や体幹のコントロールが乏しく、全ての四肢による推進のための協調運動が障害されている重度の四肢麻痺
		3	a	第6頸髄以下の頸髄損傷にさらに肩関節の機能も乏しい重度の筋骨格系の障害
			b	重度の四肢欠損症あるいは切断で全ての四肢や断端が非常に短いもの
c	重度の関節拘縮症で、上肢の関節可動性が重度に障害されており、四肢全てに障			

				害があるもの
SB2	66 ～ 90 点	1	a	第7頸髄の完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオ
			b	第6頸髄以下の不完全損傷の四肢麻痺またはそれに相当するポリオ
		2		体幹のコントロールが乏しく、痙性やアテトーゼまたは失調により四肢全てによる推進力が中等度である中等度の四肢麻痺
		3	a	重度の3肢欠損症
			b	重度の筋萎縮症が両上肢、両下肢に有するもの
			c	第7頸髄以下の不完全損傷に相当する筋骨格系疾患
SB3	91 ～ 115 点	1	a	第8頸髄以下完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオで手指の伸展機能が良好なもの
			b	第7頸髄不完全損傷に相当する四肢麻痺またはそれに相当するポリオ
			c	第1胸髄－第5胸髄（以下）の完全損傷の相当する対麻痺またはポリオ
			d	第1胸髄－第8胸髄（以下）の完全損傷の対麻痺で手術にて脊柱の第4胸椎または第6胸椎からロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮によりバランスへの影響があるものあるいはその両方があるもの
		2		体幹に障害があり両肩と両肘による推進力に制限がある重度の両麻痺
		3	a	第8頸髄（以下）完全損傷に相当する筋骨格系疾患
			b	中等度の3肢欠損症
			c	関節拘縮症により四肢全てに障害があり、両上肢、両下肢の重度の可動域制限により上肢または下肢にて中程度からまずまずの推進力を有するもの
		SB4	116 ～ 140 点	1
b	第9胸髄－第1腰髄（以下）の完全損傷の対麻痺で手術にて第4胸椎または第6胸椎からのロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮によりバランスへの影響があるもの、あるいはその両方があるもの			
c	第8頸髄（以下）の不全損傷で適当な体幹機能を有するもの、またはそれに相当するポリオ			
2	a			体幹のコントロールはまずまずで両肩、両肘による推進力もまずまずである重度の両麻痺
	b			重度の片麻痺
	c			重度から中等度のアテトーゼ、失調症、痙性を有するもの
3	a			第8頸髄（以下）の不完全損傷による四肢麻痺に相当する筋骨格系疾患
	b			障害が全ての四肢にあり、両上肢と両下肢による推進力が中等度からまずまずである関節拘縮症
SB5	141 ～	1	a	第11胸髄－第1腰髄（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオで水泳に有効な下肢機能を有さないもの

	165 点	2	b	第2腰椎ー第3腰椎(以下)の完全損傷の対麻痺で手術にて第4胸椎または第6胸椎からロッド固定が行われているもの、または両股関節の重度の拘縮によりバランスへの影響があるもの、あるいはその両方のあるもの		
			a	体幹のコントロールはまずまずあり、両肩、両肘にまずまずから良好な推進力を有する中等度の両麻痺		
			b	重度から中等度の片麻痺		
		3	c	重度から中等度のアテトーゼや失調症		
			a	片上腕切断と同側に大腿切断があるもの		
		4	b	両大腿切断で両断端長が 1/2 以下のもの		
			a	軟骨無形成症等により身長が女性で 130cm、男性 137cm 以下のものでさらに推進力に支障となるその他の障害を有し、一定のマイナスポイントを有するもの		
			b	片大腿切断で同側の肩関節に重度の機能障害を有するもの		
		SB6	166 ～ 190 点	1	a	両腕の欠損症で両下肢にさらなる障害を有するもの
					b	両大腿切断で両断端長が 1/2 以下のもの
c	両腕の欠損症で両下肢にさらなる障害を有するもの					
2	a			第2腰椎ー第3腰椎（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオ		
	b			わずかな障害の影響が上半身や体幹にある中等度の両麻痺		
	c			中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）		
3	a			中程度のアテトーゼまたは失調症		
	b	両大腿切断で両断端長が 1/2 以上のもの				
	c	両大腿切断で両断端長が 1/2 以上のもの				
	a	軟骨無形成症等で身長が女性 130cm、男性 137cm 以下のもの				
4	b	両上肢の欠損・短縮症でその長さが正常の 2/3 でさらに片大腿切断を有するもの				
	c	片上肢に麻痺があり、同側下肢に重度の機能障害を有するもの				
SB7	191 ～ 215 点	1	a	第4腰椎ー第5腰椎（以下）の完全損傷に相当する対麻痺またはポリオ		
			b	わずかに体幹への影響がある軽度の両麻痺		
			c	中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）		
		2	a	中等度の片麻痺（実際的なプロフィールを参照）		
			b	両上腕切断		
			c	両下腿切断で両断端長が 1/2 以下のもの		
		3	a	両上腕切断と反対側の大股切断があるもの		
b	両下肢に重度の関節障害を有するもの					
SB8	216 ～ 240 点	1	a	両下肢に軽度な障害を有する歩行可能な対麻痺		
			b	片下肢の機能を全く有さないポリオ		
		2	a	わずかながらも全体的な協調性障害を有するもの		
			b	わずかながらも明らかな片麻痺の徴候を有するもの		
		3	a	両前腕切断		
			b	片肘離断		

		c	片上腕切断またはそれに相当する完全な腕神経叢麻痺	
		d	片前腕切断で断端長が 1/4 以下のもの	
		e	両下腿切断で両断端が 1/2 よりも長いもの	
		f	片大腿切断、	
		g	片膝離断	
		h	片下腿切断で断端長が 1/4 以下のもの	
		4	両下肢の部分的な関節障害があり、より片方に重度の障害があるもの	
SB9	241 ～ 275 点	1	ポリオで最小程度の障害があるものと第 1 仙髄／第 2 仙髄の馬尾神経症候群	
		2	わずかながらも痙性や失調症の明らかな神経徴候を有するもの	
		3	a	片下腿切断で断端長が 1/4 より長いもの
			b	片前腕切断で断端長が 1/4 より長いもの
			c	足部切断
			d	手部切断で残存部が 1/3 以下のもの
		4	a	不全型の腕神経叢麻痺
			b	ペルテス病により股関節の可動制限を有するもの
			c	重度な股関節障害で下肢にさらなる機能障害を合併するもの
			d	両足関節の強直でわずかな下肢の筋力低下を合併するもの
*最低-25 点の機能ポイントがあること				
SB21		SB1～SB9 に該当しない場合 (=このクラスはWPS クラスに該当しない)		

2) S クラス (自由形、背泳ぎ、バタフライ)

クラス		障害プロフィール (1 : 脊髄損傷など 2 : 脳性麻痺など 3 : 切断など 4 : その他の機能障害)		
S 1	40 ～ 65 点	1	第 5 頸髄 (以下の) 完全損傷に相当する四肢麻痺またはポリオ	
		2	頭部と体幹のコントロールに乏しく、さらに四肢の運動性が著しく制限された最重度の四肢麻痺 (脳性麻痺)	
		3	四肢すべてが障害されている重度の関節拘縮症で両上肢の重度な運動制限と、両下肢の推進力が制限されているもの	
S 2	66 ～ 90 点	1	a	第 6 頸髄 (以下の) 完全損傷に相当する四肢麻痺または同等のポリオ
			b	第 7 頸髄 (以下の) 完全損傷に加えて片方の上肢に腕神経叢麻痺や制限がある四肢麻痺
		2	推進力のための両上肢の可動域が著しく制限されている重度な痙直型四肢麻痺	
		3	重度の筋骨格系疾患で第 6 頸髄 (以下) の完全損傷四肢麻痺と同等の肩の機能低	

				下を有するもの
S 3	91 ～ 115 点	1	a	第 7 頸髄以下の完全損傷の四肢麻痺、または同等のポリオ
			b	第 6 頸髄以下の重度不完全損の四肢麻痺、または同等のポリオ
		2	a	体幹コントロールが乏しく推進のために非対象な両上肢の運動を行う重度な痙直型四肢麻痺
			b	痙直型またはアテトーゼで頭部と体幹のコントロールが乏しく、推進のための四肢全ての協調性が障害されている重度の四肢麻痺
			c	痙性やアテトーゼのため体幹のコントロールが乏しい中等度の四肢麻痺、または四肢による中等度の推進力を持つ失調症
		3	a	全ての四肢の短断端である重度の四肢欠損または切断
			b	重度の筋萎縮が上肢と下肢の両方にあるもの
			c	拘縮が全ての四肢にあり、両下肢のみで中等度からまあまあの推進力を有する関節拘縮症
		S 4	116 ～ 140 点	1
b	第 7 頸髄（以下の）不完全損傷または同等のポリオ			
2				両肩、両肘の推進力に制限を有する体幹にも影響のある重度の両麻痺
3	a			第 8 頸髄（以下の）完全損傷の四肢麻痺に相当する筋骨格系疾患
	b			3 肢に重度の欠損があるもの
	c			拘縮症が四肢全てにあり、両上肢に中等度からわずかに劣る推進力があり、両下肢に制限された運動が可能なもの
S 5	141 ～ 165 点	1	a	第 1 胸髄－第 8 胸髄以下の完全損傷に相当する対麻痺やポリオ
			b	第 8 頸髄以下の不全損傷の四肢麻痺で合理的な体幹機能を有するものまたは同等のポリオ
		2	a	重度の両麻痺でまずまずの体幹のコントロールを有し、肩と肘による推進力は中等度からまずまずであるもの
			b	重度の片麻痺
			c	重度から中等度のアテトーゼや失調症と痙直型
		3	a	第 8 頸髄以下の不全四肢麻痺に相当する筋骨格系の疾患
			b	軟骨無形成症等により身長が女性 130cm、男性 137cm 以下で推進力の支障となるその他の障害を有し、一定のマイナスポイントがあるもの
			c	中等度の 3 肢の欠損症
			d	関節拘縮症が四肢全てにあり、中等度からまずまずの推進力が両上肢と両下肢にあるもの
		S 6	166 ～	1

	190 点	2	a	中等度の両麻痺であり、まずまずの体幹コントロールを有し、肩と肘による推進力はまずまずから良好であるもの
			b	中等度の片麻痺で麻痺側上肢に重度な制限があるもの
			c	中等度のアテトーゼや失調症
		3	a	同側の上腕切断と大腿切断を有するもの
			b	両上腕切断
		4	a	先天性3肢欠損
			b	両上肢短縮（正常の2/3）と片大腿切断を伴う欠損症
			c	軟骨無形成症等で女性130cm、男性137cm以下のもの
			d	片大腿切断に加えて同側の肩関節に重度の制限を有するもの
		S 7	191 ～ 215 点	1
2	a			中等度の両麻痺で最小限の影響が上半身や体幹あるもの
	a			中等度の両麻痺で最小限の影響が上半身や体幹にあるもの
3	b			中等度の片麻痺
	a			両前腕切断
	b			両大腿切断で断端が1/2よりも短いもの
c	片上腕切断と反対側の大腿切断のもの			
4		片上肢の麻痺と同側の下肢に重度の機能低下を有するもの		
S 8	216 ～ 240 点	1		第4腰髄－第5腰髄以下の完全損傷の対麻痺またはそれに相当するポリオ
		2	a	軽度の両麻痺で最小限の影響が体幹にあるもの
			b	軽度の片麻痺
			c	軽度の痙性を四肢に有するもの
		3	a	両大腿切断で両断端が1/2より長いもの
			b	両下腿切断で断端が1/3以下のもの
			c	片上腕切断または完全な腕神経叢麻痺に相当する機能低下を有するもの
d	両手部切断で1/4または手掌を含むもの			
4		両下肢に重度の関節可動域制限を有するもの		
S 9	241 ～ 265 点	1	a	歩行可能な対麻痺で両下肢に軽度な影響を有するもの
			b	ポリオで片下肢の機能を有さないもの
		2		わずかに全身的な協調性障害を有するもの
		3	a	片大腿切断、
			b	片膝離断
			c	両下腿切断で両断端が1/3以上あるもの
			d	片肘離断、
e	片前腕切断			

		4		両下肢の部分的な関節の制限があり、一方により大きな障害のあるもの
S10	266 ～ 285 点	1		ポリオや第1仙髄または第2仙髄の馬尾神経症候群で両下肢に軽度な障害があるもの
		2		特徴的なテストによって明確な証明ができる痙性または失調症を有するもの
		3	a	片下肢の麻痺
		4	b	重度の片股関節障害
			a	片下腿切断
			b	両足部切断
			c	手部切断で手部の1/2を失っているもの
*最低15点の機能ポイントがあること				
S21	S1~10に該当しない場合 (=このクラスはWPSクラスに該当しない)			

3) SMクラス (個人メドレー)

次の計算式により算出した結果を整数化する。(四捨五入)

$$SM = (3 \times S + 1 SB) \div 4 \quad \text{ただし } S 1 \sim 4 \text{ は } SM = (2 \times S + SB) \div 3$$

2. 視覚障害

クラス	障害プロフィール (矯正メガネ等を使用した良いほうの視覚機能でクラス分けされる)
S11・SB11・SM11	LogMAR 2.60 より悪いもの (少数視力換算 0.0025 未満)
S12・SB12・SM12	LogMAR 1.60 (少数視力換算 0.025 相当) ~LogMAR2.60 (含む)
	または、視野が直径10度未満のもの、あるいはその両方のもの。
S13・SB13・SM13	LogMAR1.0以下のもの (少数視力換算 0.1 相当) (含む)
	または、視野が直径40度未満のもの。あるいはその両方があるもの。
S21・SB21・SM21	S11~13に該当しない場合 (=このクラスはWPSクラスに該当しない)

*コンタクトレンズ、矯正レンズを使っているものは競技で使用する、しないに関らずクラス分けのときはそれを使用することが義務付けられている。

**クラス11の競技者は見えない(黒く塗りつぶした)ゴーグル等の着用が義務付けられている。ただし、義眼の選手はこの限りではない。

3. 聴覚障害

S15・SB15・SM15	聴覚障害を明記した身体障害者手帳を所持しているもの (このクラスはWPSクラスに該当しない)
---------------	---

付則：この規定は平成21年度から実施する。

付則：平成22年度 REについて一部修正

付則：平成24年度 WPS2011.5版に準じて一部修正

付則：平成25年度 諸手続きを明文化し加筆、WPSの通達により医学的証明について追加

付則：平成26年度 WPS競泳競技規則やクラス分けコードの2014改定ならびに2014年内の
WPSからの通達等により更新、公認競技役員規程2015改定により修正

付則：平成28年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

付則：平成29年度 WPSクラス分け規則の改定により一部修正

別表3 一般社団法人日本身体障がい者視覚障害クラス分け用医学的診断書

地域大会用

ふりがな

氏名：

生年月日：西暦 年 月 日生

診断名：

右視力 RV= (x D = D Ax)*

左視力 LV= (x D = D Ax)*

* 競技に使用するしないにかかわらず矯正視力も測定のこと。

視野

ゴールドマン動的視野だとⅢ-4e、ハンフリー静的視野だと Full Field 120 Point Screening Test Ⅲ White という条件で測定してください。

検査結果のコピーを添付のこと。検査は3か月以内のものに限る。

結果 直径10度未満 ・ 直径40度未満 ・ 測定不能

何らかの狭窄を認めるが該当せず ・ 異常なし

特記事項(義眼、飛び込み禁止など競泳競技における医学的留意点があれば記載してください。)

記載日 西暦 年 月 日

医師名

印

医療機関名

住所 〒

電話